

行政減量・効率化有識者会議（第24回）議事概要

1．日時

平成18年12月22日（金）9：30～12：15

2．場所

内閣府本府3階特別会議室

3．出席者

佐田玄一郎 国・地方行政改革担当大臣、林 芳正 内閣府副大臣、
岡下信子 内閣府大臣政務官

〔委員〕

飯田亮（座長）、逢見直人、翁百合、小幡純子、櫻谷隆夫、富田俊基、船田宗男、
宮脇淳、森貞述の各委員

〔内閣官房〕

坂 篤郎 内閣官房副長官補

〔事務局〕

福井良次行政改革推進本部事務局長、江澤岸生行政改革推進本部事務局次長、大藤俊行
行政改革推進本部事務局次長、鈴木正徳行政改革推進本部事務局審議官 ほか

〔総務省・公営企業金融公庫〕

椎川忍官房審議官、丹下甲一自治財政局公営企業課長、木村功公営企業金融公庫理事

〔経済産業省・商工組合中央金庫〕

加藤文彦中小企業庁次長、寺澤達也中小企業庁金融課長、迎陽一商工組合中央金庫理事

〔財務省・日本政策投資銀行〕

勝栄二郎総括審議官、中原広大臣官房政策金融課長、多賀啓二日本政策投資銀行理事

4．主な議題

政策金融改革に係る検討状況の報告

総務省報告（公営企業金融公庫）

経済産業省報告（商工組合中央金庫）

財務省報告（日本政策投資銀行）

事務局報告（新政策金融機関）

5．議事の経過

開会

佐田 国・地方行政改革担当大臣からあいさつがあった。

政策金融改革に係る検討状況の報告

総務省報告（公営企業金融公庫）

資料に沿って総務省からの説明が行われた後、各委員から述べられた主な指摘は以下のとおり。

- ・ 新旧勘定は分離したが、政府出資から生み出された国の財産である剰余金は、法令で定められた国の関与の下、確実に国に返還されるべきであり、その履行を監視していくべき。
- ・ 新組織については、一定の指標に基づいて融資審査できる体制を整備するとともに、積極的に情報公開に応じ、市場の監視に耐えられる体制にするべき。新組織の経営に参画する学識経験者の役割が重要となるので、人数、人選をよく考えてほしい。
- ・ 融資審査においては、地方公共団体を審査するのではなく、個々の事業（プロジェクト）を審査するべき。その際、総費用のうち住民が料金で負担する部分と税金で負担する部分を明確に区分する基準が整備されるべき。
- ・ 民主主義の代表である地方公共団体の首長とマーケット、客観的指標が緊張関係を持つ仕組みにすることによって新組織のガバナンスを担保していくことが必要。また、新組織は上下水道、都市交通等国が許可する事業に資金供給するのだから、その在り方については、国の行革や地方分権とも関連する課題として議論していくべき。
- ・ 新組織の資金供給を通じて公営企業に規律を持たせる仕組みとするべき。
- ・ 新組織のガバナンスに対する不信感が強い。委員の意見を反映して法令案をとりまとめてほしい。

経済産業省報告（商工組合中央金庫）

資料に沿って経済産業省からの説明が行われた後、各委員から述べられた主な指摘は以下のとおり。

- ・ 特別準備金の国庫納付については、どういう条件が整えば納付することになるかを決めておくべき。
- ・ 政府出資の特別準備金化に当たり、民間出資者への不当な利益移転になっていないこと及び民間出資者の利益を不当に侵害していないことを判定するための尺度を決めておくべき。
- ・ 政府保有株の売却については、7年後のぎりぎりになると見透かされるので、高い価格で売るためにも、タイミングを見計らいながら、早め早めに対応していくことが必要。

財務省報告（日本政策投資銀行）

資料に沿って財務省からの説明が行われた後、各委員から述べられた主な指摘は以下のとおり。

- ・ 完全民営化への移行期間中においては、政府保証債や財政融資資金による有利な資金調達とともに、出融資一体の高付加価値の事業が可能であるのだから、そうしたメリットがある以上、これまでのような一定の役割を果たしてもらう必要がある。

- ・ 今後、地域再生が重要な課題となる中、その役割を引き続き完全民営化後の政策投資銀行が担うことができるのかが心配である。完全民営化後の経営を経営者と株主の問題だけにせず、政策課題を十分認識して判断してほしい。
- ・ 完全民営化への移行期間中は資金調達や課税の特例措置を受けるが、その間に公共性を縮小しながら民間企業のダイナミズムに移行し、完全民営化後は、株主前提の組織となるべき。
- ・ 完全民営化への移行期間中に、同時並行的に、インフラを必要とする企業が社債やエクイティで資金調達できるような環境、市場を整備してほしい。

事務局報告（新政策金融機関）

資料に沿って事務局からの説明が行われた後、各委員から述べられた主な指摘は以下のとおり。

- ・ 業務を厳格に見直し、民業でできることは民業に移していくべきである。
- ・ 勘定区分は、主要政策毎の透明性を確保するために大事であるので、きっちりと行ってほしい。既存の勘定が全て必要かについては吟味することが必要。
- ・ 部分保証や証券化等の活用は、これまで政策金融機関の行ってきた貸付の振り替えとして、民間金融機関のリスクテイクや価格評価を行う機能を高める形としていくことなど、できるだけ公の役割を限定するという考え方が大事。

閉会

< 文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり） >

今回会議の資料は、行革事務局ホームページの次の箇所に掲載しています。

<http://www.gyoukaku.go.jp/genryoukourituka/dai24/siryoku.html>